

2018年9月20日

各位

株式会社 GCI アセット・マネジメント  
代表取締役 CEO 山内 英貴

当社・公募株式投資信託 新規設定のお知らせ

下記の通り、本日下記2本の公募株式投資信託を設定しましたので、ここにお知らせ申し上げます。

記

1. ファンド名

(1) 「GCI オルタナティブバスケット・ファンド V10(ラップ専用)」 (以下、V10)

追加型投信／内外／資産複合／特殊型(絶対収益追求型)

【日本経済新聞 オープン基準価格表記名: バスケ V10】

(2) 「GCI オルタナティブバスケット・ファンド V3(ラップ専用)」 (以下、V3)

追加型投信／内外／資産複合／特殊型(絶対収益追求型)

【日本経済新聞 オープン基準価格表記名: バスケ V3】

2. 販売会社: 楽天証券株式会社、三菱 UFJ 信託銀行株式会社

3. ファンドの特色

(1) V10

**ファンドの目的**

この投資信託は、中長期的な信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して積極的な運用を行います。

**ファンドの特色**

**1** 「GCIオルタナティブバスケット・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます)」を通じて、GCIアセット・マネジメントのオルタナティブ戦略(指定投資信託証券)に投資することにより、絶対収益の追求を目指します。

**オルタナティブ戦略とは**

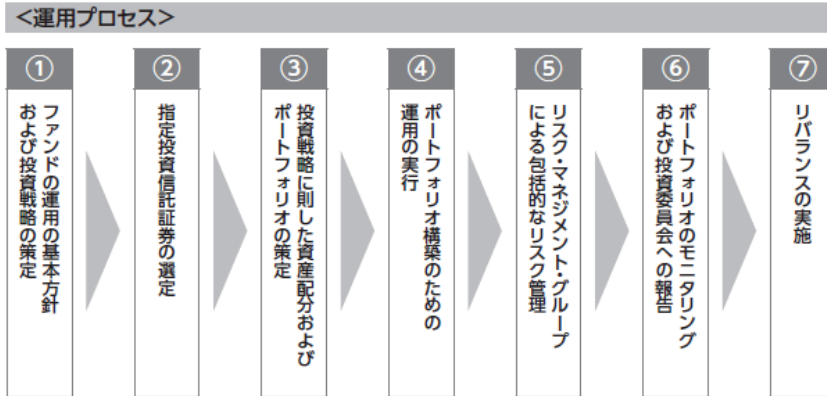
オルタナティブは英語で「代替」という意味です。株式や債券などの伝統的投資に対して、それ以外の新しい投資スタイルを総称することからオルタナティブ投資と呼ばれています。具体的には、ヘッジファンドやプライベートエクイティ、実物資産、REITなどが挙げられます。

**絶対収益追求とは**

特定の市場の動向に左右されにくい収益の追及を目指すことをいいます。必ず、収益を得られることを意味するものではありません。

**2** 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券の中から、定性評価、定量評価、その他流動性等を勘案して複数の投資信託証券を選定し、想定リスクを勘案してポートフォリオ構築を行うことを基本とします。

※別に定める投資信託証券の詳細につきましては、後掲の「追加的記載事項」をご覧ください。



※上記プロセス図は2018年7月末現在のものであり、今後、変更する場合があります。

**3** 実質的な外貨建資産については、市場環境の変化等を勘案し、必要に応じて為替ヘッジを行うことができます。

**4** 原則、毎年6月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の分配方針に基づき、分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- 分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。



決 算

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

**ファンドの仕組み**

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。  
「ファミリーファンド方式」とは、投資者の皆さまからお預かりした資金をまとめてペーパーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資をして、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。
- マザーファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。  
「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。マザーファンドでは、指定投資信託証券として後記に掲げる各投資信託を主要投資対象とします。

【イメージ図】



\*損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

<主な投資制限>

- ① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ デリバティブ取引の直接利用は行いません。

(2)V3

**ファンドの目的**

この投資信託は、中長期的な信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して安定的な運用を行います。

**ファンドの特色**

**1** 「GCIオルタナティブバスケット・マザーファンド」を通じて、GCIアセット・マネジメントのオルタナティブ戦略(指定投資信託証券)に投資することにより、絶対収益の追求を目指します。

※同時に、「GCIマネーパールマザーファンド」受益証券を通じて、わが国の短期公社債等に投資を行うことにより、リスクの低減を図ります。

**オルタナティブ戦略とは**

オルタナティブは英語で「代替」という意味です。株式や債券などの伝統的投資に対して、それ以外の新しい投資スタイルを総称することからオルタナティブ投資と呼ばれています。具体的には、ヘッジファンドやプライベートエクイティ、実物資産、REITなどが挙げられます。

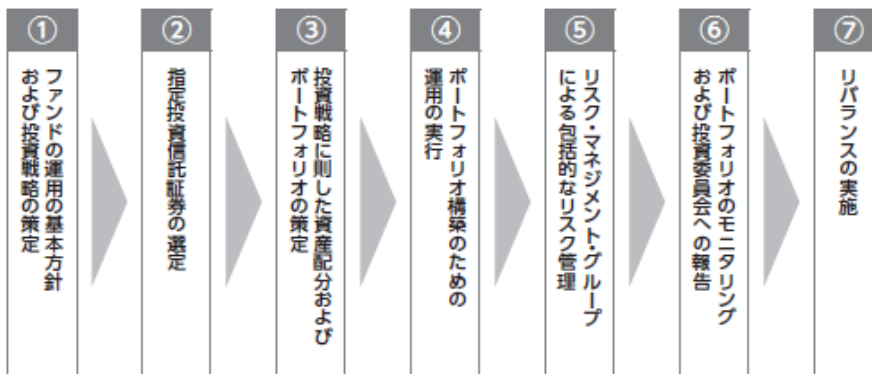
**絶対収益追求とは**

特定の市場の動向に左右されにくい収益の追及を目指すことをいいます。必ず、収益を得られることを意味するものではありません。

**2** 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券の中から、定性評価、定量評価、その他流動性等を勘案して複数の投資信託証券を選定し、想定リスクを勘案してポートフォリオ構築を行うことを基本とします。

※別に定める投資信託証券の詳細につきましては、後掲の「追加的記載事項」をご覧ください。

**<運用プロセス>**



※上記プロセス図は2018年7月末現在のものであり、今後、変更する場合があります。

**3** 実質的な外貨建資産については、市場環境の変化等を勘案し、必要に応じて為替ヘッジを行うことができます。

**4** 原則、毎年6月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の配分方針に基づき、分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売却益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- 分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。



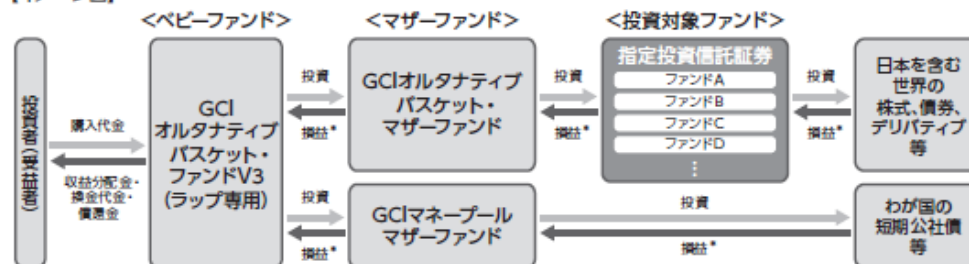
決 算

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払い及びその金額について示職、保証するものではありません。

### ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。  
「ファミリーファンド方式」とは、投資者の皆さまからお預かりした資金をまとめてペビーフンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資をして、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。
- GCIオルタナティブバスケット・マザーファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。  
「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。GCIオルタナティブバスケット・マザーファンドでは、指定投資信託証券として後記に掲げる各投資信託を主要投資対象とします。

【イメージ図】



\* 損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

### <主な投資制限>

- ① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ デリバティブ取引の直接利用は行いません。

#### 4. お申し込みメモ

##### (1)V10

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	当初申込期間：1口当たり1円とします。 継続申込期間：購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までに販売会社が受け付けた分を当日のお申込み分とします。
購 入 の 申 込 期 間	当初申込期間：2018年9月19日 継続申込期間：2018年9月20日から2019年9月17日までとします。 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購 入 ・ 換 金 の 申 込 受 付 不 可 日	以下に該当する日には、購入・換金はできません。 ・シンガポールの銀行休業日の前営業日 ※詳しい申込受付不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には別途制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みを取り消すことがあります。
信 託 期 間	無期限(設定日：2018年9月20日)
繰 上 償 還	受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合等は、償還となる場合があります。
決 算 日	原則、毎年6月15日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信 託 金 の 限 度 額	500億円
公 告	原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページにて行います。 URL：https://www.gci.jp
運 用 報 告 書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度(NISA)および未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)の適用対象です。 配当控除・益金不算入制度の適用はありません。
そ の 他	購入申込みにあたっては、販売会社によってラップ口座の開設が必要な場合があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2)V3

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	当初申込期間：1口当たり1円とします。 継続申込期間：購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。 (ファンドの基準価額は1万円当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までに販売会社が受け付けた分を当日のお申込み分とします。
購 入 の 申 込 期 間	当初申込期間：2018年9月19日 継続申込期間：2018年9月20日から2019年9月17日までとします。 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購 入 ・ 換 金 の 申 込 受 付 不 可 日	以下に該当する日には、購入・換金はできません。 ・シンガポールの銀行休業日の前営業日 ※詳しい申込受付不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には別途制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みを取り消すことがあります。
信 託 期 間	無期限(設定日：2018年9月20日)
繰 上 償 還	受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合等は、償還となる場合があります。
決 算 日	原則、毎年6月15日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信 託 金 の 限 度 額	1,000億円
公 告	原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページにて行います。 URL： <a href="https://www.gci.jp">https://www.gci.jp</a>
運 用 報 告 書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度(NISA) および未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)の適用対象です。 配当控除・益金不算入制度の適用はありません。
そ の 他	購入申込みにあたっては、販売会社によってラップ口座の開設が必要な場合があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 5. ファンドの費用と税金

### (1)V10

#### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用													
購入時手数料	ありません。												
信託財産留保額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただけます。												
投資者が信託財産で間接的に負担する費用													
運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託報酬の総額は、(1)基本報酬に(2)成功報酬を加算して得た額とします。            ファンドの信託報酬は毎日計算し、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <p>(1)基本報酬            日々のファンドの純資産総額に基本報酬率を乗じて得た額とします。            基本報酬率：純資産総額に対し<b>年率1.3392% (税抜1.24%)</b>            基本報酬の配分ならびにこれらに対価とする役務の内容は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>料率(年率)</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>1.2960%(税抜1.20%)</td> <td>委託した資金の運用、基準価額の算出、開示資料の作成など</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.0108%(税抜0.01%)</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続きなど</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.0324%(税抜0.03%)</td> <td>信託財産の管理、委託会社からの指図の実行など</td> </tr> </tbody> </table> <p>投資対象ファンド(投資信託証券)における運用報酬等：<b>年率0.01512%程度(税抜0.014%程度)*</b>            実質的な負担：<b>年率1.35432%程度(税抜1.2540%程度)*</b>            *上記の値はあくまで目安であり、指定投資信託証券の実際の組入れ状況等により変動する場合があります。</p> <p>(2)成功報酬            委託会社は、基本報酬に加えて、ハイ・ウォーター・マーク方式を用いた成功報酬を受領します。            基本報酬等控除後の基準価額が、その時点におけるハイ・ウォーター・マーク(基準価額の過去最高値)を上回った場合、その上回った部分に対し<b>21.6%(税抜20%)</b>相当の成功報酬がかかります。</p>	支払先	料率(年率)	役務の内容	委託会社	1.2960%(税抜1.20%)	委託した資金の運用、基準価額の算出、開示資料の作成など	販売会社	0.0108%(税抜0.01%)	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続きなど	受託会社	0.0324%(税抜0.03%)	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行など
	支払先	料率(年率)	役務の内容										
	委託会社	1.2960%(税抜1.20%)	委託した資金の運用、基準価額の算出、開示資料の作成など										
	販売会社	0.0108%(税抜0.01%)	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続きなど										
受託会社	0.0324%(税抜0.03%)	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行など											
その他の費用・手数料	<p>&lt;売買委託手数料など&gt;            別に定める指定投資信託証券・有価証券売買時の売買委託手数料、立替金の利息、ファンドに関する租税などが信託財産から支払われます。これらの費用は運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することができません。</p> <p>&lt;信託事務の諸費用&gt;            監査費用、印刷費用、計理業務およびこれに付随する業務に係る費用などの諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.1%を上限として日々計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。</p>												

※投資者の皆さまにご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### 税金

税金は下記の表に記載の時期に適用されます。

下記の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記税率は2018年7月末現在のものです。税法が改正された場合などには、税率などが変更される場合があります。

※少額投資非課税制度(愛称：NISA(ニーサ))および未成年者少額投資非課税制度(愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ))をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(2)V3

### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用													
購入時手数料	ありません。												
信託財産留保額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に <u>0.05%</u> の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。												
投資者が信託財産で間接的に負担する費用													
運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託報酬の総額は、(1)基本報酬に(2)成功報酬を加算して得た額とします。            ファンドの信託報酬は毎日計算し、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <p>(1)基本報酬            日々のファンドの純資産総額に基本報酬率を乗じて得た額とします。            基本報酬率：純資産総額に対し<u>年率0.4752% (税抜0.44%)</u>            基本報酬の配分ならびにこれらに対価とする役務の内容は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>料率(年率)</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.4320% (税抜0.40%)</td> <td>委託した資金の運用、基準価額の算出、開示資料の作成など</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.0108% (税抜0.01%)</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続きなど</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.0324% (税抜0.03%)</td> <td>信託財産の管理、委託会社からの指図の実行など</td> </tr> </tbody> </table> <p>投資対象ファンド(投資信託証券)における運用報酬等：<u>年率0.00756%程度(税抜0.0070%程度)*</u>            実質的な負担：<u>年率0.48276%程度(税抜0.4470%程度)*</u>            *上記の値はあくまで目安であり、指定投資信託証券の実際の組入れ状況等により変動する場合があります。</p> <p>(2)成功報酬            委託会社は、基本報酬に加えて、ハイウォーターマーク方式を用いた成功報酬を受領します。            基本報酬等控除後の基準価額が、その時点におけるハイウォーターマーク(基準価額の過去最高値)を上回った場合、その上回った部分に対し<u>21.6% (税抜20%)</u>相当の成功報酬がかかります。</p>	支払先	料率(年率)	役務の内容	委託会社	0.4320% (税抜0.40%)	委託した資金の運用、基準価額の算出、開示資料の作成など	販売会社	0.0108% (税抜0.01%)	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続きなど	受託会社	0.0324% (税抜0.03%)	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行など
	支払先	料率(年率)	役務の内容										
	委託会社	0.4320% (税抜0.40%)	委託した資金の運用、基準価額の算出、開示資料の作成など										
	販売会社	0.0108% (税抜0.01%)	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続きなど										
受託会社	0.0324% (税抜0.03%)	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行など											
その他の費用・手数料	<p>&lt;売買委託手数料など&gt;            別に定める指定投資信託証券・有価証券売買時の売買委託手数料、立替金の利息、ファンドに関する租税などが信託財産から支払われます。これらの費用は運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することができません。</p> <p>&lt;信託事務の諸費用&gt;            監査費用、印刷費用、計理業務およびこれに付随する業務に係る費用などの諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.1%を上限として日々計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。</p>												

\*投資者の皆さまにご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### 税金

税金は下記の表に記載の時期に適用されます。

下記の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

\*上記税率は2018年7月末現在のものです。税法が改正された場合などには、税率などが変更される場合があります。

\*少額投資非課税制度(愛称：NISA(ニーサ))および未成年者少額投資非課税制度(愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ))をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

\*法人の場合は上記とは異なります。

\*税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。



## 6. 投資リスク(V10/V3 共通)

### 投資リスク

#### 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。**

当ファンドが有する主なリスク要因は以下の通りです。

株価変動リスク	株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢などにより変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
金利変動リスク	債券などの価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。なお、債券などが変動金利である場合、こうした金利変動による価格の変動は固定金利の場合と比べて小さくなる傾向があります。また、発行者・債務者などの財務状況の変化などおよびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢などにより変動します。債券などの価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	為替相場は、各国の経済状況、政治情勢などの様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。なお、当ファンドおよび投資対象ファンド(投資信託証券)において、外貨建資産について、為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図る場合がありますが、完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のコストがかかることにご留意ください。
信用リスク	有価証券等の発行体などが財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金などをあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはそれが予想される場合には、有価証券等の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化などにより市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、方針に沿った運用が困難となり、基準価額が下落することがあります。
流動性リスク	時価総額が小さい、取引量が少ないなど流動性が低い市場、あるいは取引規制などの理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売却する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。
ヘッジファンドの運用手法に係るリスク	投資対象ファンド(投資信託証券)においては、直接もしくは実質的に現物有価証券、デリバティブや為替予約取引などの買建てや売建てによりポートフォリオを組成することがあり、買い建てている対象が下落した場合もしくは売り建てている対象が上昇した場合に損失が発生し、当ファンドの基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。また、投資対象ファンド(投資信託証券)の純資産総額を上回る買建て、売建てを行う場合があるため、投資対象ファンド(投資信託証券)の基準価額は現物有価証券に投資する場合と比べ大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。また、ヘッジファンドのパフォーマンスは、通常、運用者の運用能力に大きく依存することになるため、市場の動向に関わらず、損失が発生する可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

●ファミリーファンド方式に関する留意事項

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

●収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は、前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

●当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

### リスクの管理体制

運用リスクの管理については、運用部門から独立したリスク・マネジメント・グループが日々運用状況の分析およびモニタリングを行い、原則として週次で開催される運用リスク管理会議にて運用リスクの適切性を検証・評価し、リスク管理会議および運用政策会議に報告されます。また、問題が生じた場合には速やかに臨時で招集される運用政策会議に報告が行われ、その対応策が検討・決定される体制となっています。

事務リスク等の管理については、原則として月次で開催される事務リスク等管理会議において、運用に係る業務運営の適切性が検証され、リスク管理会議に報告される体制となっています。

そして、リスク管理会議において、各リスクの発生の有無・状況の把握、対応方針の検討・決定および進捗状況の管理などを行い、重要な事項はさらに運用政策会議に報告される体制となっています。

### 株式会社 GCI アセット・マネジメントについて

- 2000 年創業の本邦独立系投資運用会社
- 日本におけるオルタナティブ投資の黎明期から、オルタナティブ投資を専門として事業展開
- 絶対リターン型の特色あるインハウス運用にフォーカスし、国産運用の強化に最注力
- 東京大学との共同研究に基づく産学連携アプローチ
- Asia Hedge Awards や Eureka Hedge Awards などでの受賞実績(2012 年から 3 カ年連続)
- モーニングスター ファンド オブ ザ イヤー2017 及び 2016 の最優秀及び優秀ファンド賞受賞:  
GCI エンダウメントファンド(成長型)
- 契約資産 1,589 億円(2018 年 5 月末現在:グループ全体)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 436 号

一般社団法人日本投資顧問業協会加入 一般社団法人投資信託協会加入

<https://www.gci.jp>

以上

#### 【お問い合わせ先】

株式会社 GCI アセット・マネジメント

執行役員 投資信託事業グループ

太田 創(おた つくる)

TEL:03-3556-5574 E-mail: [tsukuru.ota@gci.jp](mailto:tsukuru.ota@gci.jp)

IT180920-1